

改正後	現行
<p>1 (省略)</p> <p>2. (振込の依頼)</p> <p>(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。</p> <p>① 振込の依頼は窓口営業時間内に受け付けます。</p> <p>② 振込依頼書は、当組合所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預貯金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。なお、預貯金種目・口座番号が不明な場合には、窓口にご相談してください。</p> <p>③ 当組合は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>3～10 (省略)</p> <p>11. (手数料)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、組戻手数料は返却します。</p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>12～14 (省略)</p> <p>15. (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項に、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 (令和2年4月1日現在)</p>	<p>1 (省略)</p> <p>2. (振込の依頼)</p> <p>(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。</p> <p>① 振込の依頼は窓口営業時間内に受け付けます。</p> <p>② 振込依頼書は、当組合所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預貯金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。なお、預貯金種目・口座番号が不明な場合には、窓口にご相談してください。</p> <p>③ 当組合は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>3～10 (省略)</p> <p>11. (手数料)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、組戻手数料は返却します。</p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>12～14 (省略)</p> <p>15. (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>(追加) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項 <u>(追加)</u> の変更は、<u>(追加)</u> 公表の際に定める <u>相当な期間を経過した日</u> から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和元年11月11日現在)</p>

附 則

(実施日)

この規定は、2020年4月1日から実施する。